

大阪市景観計画 変更（素案）

※変更箇所のみ抜粋しています。

平成 18 年 2 月策定
令和 8 年〇月変更

目次

第1章 基本的事項	1
1 本市における景観形成の意義	1
2 景観計画の策定及び変更の変遷	2
3 景観計画の位置づけ	5
第2章 景観の現況と特性	6
1 要素ごとの景観の特徴	6
(1) 景観の現況と特性を捉える要素	
(2) 各要素の特徴	
1) 地勢の要素	
2) 都市基盤の要素	
3) 歴史・伝統の要素	
4) 都市空間の要素	
5) 活動・営みの要素	
2 本市の景観特性	29
(1) 特徴的な景観のテーマ	
(2) 特徴的な景観を有する主要なエリア	
(3) 眺望景観の特性	
(4) 夜間景観の特性	
3 景観構造の特性	34
(1) 基本となる面的な要素	
(2) 特徴的な景観要素	
第3章 景観形成の課題	46
1 市域全域の景観に係る課題	46
2 各テーマの景観に係る課題	46
3 眺望景観・夜間景観に係る課題	47
第4章 景観形成の目標と基本方針	48
1 景観形成の目標	48
2 景観形成の基本方針	49
3 協働による景観形成における各主体の役割	51

第5章 大阪らしい景観形成の取り組みの方向性	52
-------------------------------	-----------

1 景観形成の取り組みの方向性	52
2 景観施策の展開の方向性	54
建築物等の誘導と景観まちづくりの推進	
(1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導	
(2) 地域との協働による景観まちづくりの推進	
(3) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発	
(4) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり	
3 景観施策の体系	60

第6章 景観法を活用した景観形成の取り組み	61
------------------------------	-----------

1 景観法に基づく景観計画の枠組み（法第8条）	61
2 景観計画区域等	62
(1) 景観計画区域（法第8条第2項第1号）	
(2) 景観配慮ゾーン	
3 建築物・工作物の届出制度	69
(1) 届出までの流れ	
(2) 届出対象行為（法第16条第1項、第7項）	
(3) 区域・地区ごとの景観形成方針（法第8条第3項）及び 景観形成基準（法第8条第2項第2号）	
(3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準	72
1) 都心景観形成区域	
2) 臨海景観形成区域	
3) 一般区域	
(3-2) 重点届出区域の景観形成方針及び景観形成基準	93
1) 御堂筋地区	
2) 堺筋地区	
3) 四つ橋筋地区	
4) なにわ筋地区	
5) 土佐堀通地区	
6) 国道2号地区	
7) 中之島地区	

(3-3) まちなみ創造区域の景観形成方針及び景観形成基準	140
1) 御堂筋デザインガイドライン地区	

4 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ）	147
(1) 屋外広告物に関する基本方針	
(2) 事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類	
(3) 屋外広告物の許可申請・届出までの流れ	
(4) 広告物基準	
1) 御堂筋地区	
2) 堺筋地区	
3) 四つ橋筋地区	
4) なにわ筋地区	
5) 土佐堀通地区	
6) 国道2号地区	
7) 中之島地区	

5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）	165
(1) 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針	
(2) 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準	
6 景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準	
(法第8条の2項第4号ロハ)	166
(1) 景観重要公共施設の指定方針	
(2) 景観重要公共施設の指定	
(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項	
(4) 景観重要公共施設の占用等の許可の基準	

第7章 まちづくりなどと連携した独自の景観形成の取り組み	172
-------------------------------------	------------

1 景観法による届出に係る事前協議の実施	172
2 大規模面的整備地区での景観誘導	172
(1) 計画の上流における協議の実施と事業者に対する積極的な周知	
(2) 対象行為	
(3) 専門家との連携	
3 協働による景観まちづくりの推進	173
(1) 地域景観づくり推進団体の認定と活動支援	
(2) 地域景観づくり協定の認定と運用支援	

(3) 地域ルールの実効性の担保

(4) 景観協定制度の活用

(5) 景観協議会制度の活用

4 市民や事業者による自主的な景観形成の促進 177

(1) 都市景観資源の活用

(2) 大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）の実施

(3) その他の啓発施策の展開

5 様々な専門家等と連携した推進体制づくり 178

(1) 大阪市都市景観委員会及びその他の専門家の活用

(2) 景観整備機構の活動の充実

：景観法に基づく法定事項

第1章 基本的事項

1 本市における景観形成の意義

古来より様々な経緯で市街地が形成されてきた大阪では、それぞれの時代の特徴を残す多様な市街地に、歴史や文化を今に伝える建物やまちなみなどの景観資源が多く継承されてきました。特に都心部では近世以前に構築された城下町を基盤とし、面的な市街地開発事業などにより近代的な都市整備が進み、幹線道路沿道や鉄道ターミナル周辺などにおいて大都市らしい風格のある洗練された景観が形成されています。また、古くから水の都として、水や緑の豊かなうるおいのあるまちなみが人々に親しまれてきました。

一方で、近世に起源を持つ繁華街、鉄道駅の周辺等に自然発生的に発達した繁華街や、大規模な開発により整備された繁華街など、多くの人々が行き交い、にぎわいや活気を感じさせる境界の景観も大阪らしい景観の特徴の一つとなっています。このため、いわゆる「美しい」「整然とした」景観だけでなく多様な表情を持つ景観が大阪らしい景観といえます。

景観は、私たちを取り巻く環境の眺めそのものであり「見える環境」ともいわれます。そして、視覚的に見えるこれらの環境の背景には、基盤となっている自然や風土、そこで培われてきた歴史や文化、さらにその上で営まれてきた人々の暮らしや様々な活動などがあります。

こうした点に鑑みたとき、本市にとっての景観形成の意義は、以下のように考えることができます。

【本市における景観形成の意義】

① 都市の風格の向上

都市の顔となる空間の象徴的な景観形成に取り組むことにより、大都市としての風格を高めます。

② 観光や交流の活性化による都市の活力の創出

地域の持つ様々な特徴をいかした景観形成に取り組むことにより都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出を促進します。

③ 地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出

人々の景観への意識を高め、主体的な景観形成を促進することにより、地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性あるまちづくりを促進します。

④ 豊かな生活環境の形成

身近な都市空間の景観形成に取り組むことにより、日常の生活空間の魅力を高め、うるおいのある豊かな生活環境の形成を促進します。

2 景観計画の策定及び変更の変遷

景観計画の策定（平成18年2月）

大阪市では、戦前の1934（昭和9）年に御堂筋沿道、中之島とその周辺、大阪城西側、及び大阪駅や主要鉄道終端駅の周辺を都市計画法に基づく美観地区に指定したのが、景観形成に関わる施策導入の始まりです。それ以降、御堂筋沿道における31mスカイラインの行政指導、建築美観誘導制度などにより、通りに沿った風格あるまちなみ形成を誘導するとともに、美しく個性的な都市景観を形成してきました。

また、2001（平成13）年には、大阪市都市景観条例（平成11年1月施行）に基づく景観形成地域として、市民、事業者および行政の自主的な景観形成や、相互に連携、協力した景観形成を進める指針として、景観的なまとまりをもった一定の地域を指定しました。

2006（平成18）年には、景観法に基づく大阪市景観計画を策定し、一定規模以上の建築物等の建築に際し、周辺景観との調和等に関する配慮事項の届出を求めるなど、景観法に基づく各種施策を導入しています。

景観計画の変更（平成29年3月）

経済社会の成熟化、景観に対する市民の意識の高まり、そして都心機能更新に伴うまちなみの変容などを背景とした、大阪市都市景観委員会からの「今後の景観施策のあり方について（答申）」（平成28年3月30日）を基に、2017（平成29）年3月、主に次の点について景観計画の変更を行いました。

- 景観計画を総合的な景観施策推進の指針とすること
- 景観計画区域（市域全域）を区分した、景観特性に応じた景観誘導
- 重点的に景観形成を図る地域（重点届出区域）の指定
- 景観法のさらなる活用を図り、「屋外広告物に関する行為の制限」及び「景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準」の規定
- 地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援の導入

また、2017（平成29）年9月には、景観法、大阪市景観計画及び大阪市景観条例等に基づく協議・届出の手続き等を解説し、景観計画を補完する位置づけとして、「大阪市景観読本」を策定しました。

景観計画の変更（令和2年3月）

平成28年3月の答申において取り組みが必要とされた「眺望景観の保全・整備」及び「夜間景観の形成」について、これまでの施策を整理し、現状と特性を明らかにしたうえで、今後の景観眺望及び夜間景観の形成に向けた基本方針や、大阪らしい眺望及び夜間景観のあり方について、大阪市都市景観委員会から「眺望景観のあり方について」及び「夜間景観のあり方について」の提言（平成31年3月29日）がありました。

また、本提言では、2025年に開催される大阪・関西万博や御堂筋での空間再編事業、LEDといった照明技術の急速な進歩などを背景として、大阪の魅力の世界に発信する絶好の機会と捉え、この機を逃さず、市内各所に新たな「名所」を創出することで、市民のシビックプライドの醸成をはかり、より優れた景観を創りだすとともに、大阪市の魅力をいっそう高めてゆくことが期待されています。

本提言を踏まえ、2020（令和2）年3月、主に次の点について景観計画の変更を行い、あわせ

て、夜間景観ガイドラインの追加などの景観読本の充実を行いました。

- 大阪を代表するエリアを対象にした眺望景観・夜間景観形成の誘導
- 大規模面的整備における眺望景観・夜間景観形成の充実
- 新技術に対応した景観協議の枠組みづくり

景観計画の変更（令和6年3月）

大阪市では、御堂筋のまちなみの創造に向け、御堂筋沿道に建築物を建築等する際の建築物の形態意匠や建築物の用途等を適切に誘導することにより、御堂筋の活性化を推進することを目的として「御堂筋デザインガイドライン」を2014（平成26）年に決めました。

また、御堂筋の道路空間については、2019（平成31）年に策定した「御堂筋将来ビジョン」において、御堂筋のめざすべき姿として、車中心から人中心の空間への転換を打ち出しており、これを踏まえて、段階的に側道（車道）の歩行者空間化が進められています。

このように、沿道敷地と道路空間が一体となった、まちなみ創造の動きが活発化している状況を考慮するとともに、沿道敷地と道路空間の一体的な景観誘導のあり方を整理し、2024（令和6）年3月、主に次の点について景観計画の変更を行いました。

- 「まちなみ創造区域」を新たに景観計画区域へ位置づけるとともに、「御堂筋デザインガイドライン地区」を設定
- 「大阪を代表するエリア」に、「御堂筋とその沿道」を位置づけ
- 景観重要道路【御堂筋】の整備に関する事項及び占用等の許可の基準に「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」を関連づけ

景観計画の変更（令和8年●月）

2025年大阪・関西万博を機に、にぎわい形成に資する広告需要の高まりを踏まえ、景観計画等に定める広告物基準のうち、イベント対応時等の一時広告物については基準を適用除外とする関連要綱等の改正を2024（令和6）年11月に行いました。これに引き続き、これまで行ってきた景観誘導の仕組みは一定維持しつつ、にぎわいあるまちなみ景観の形成を図るとともに、地域の特性を踏まえた良好な景観形成を図るため、2026（令和8）年●月、主に次の点について景観計画の変更を行いました。

- 屋外広告物に関する行為の制限（広告物基準）において、「意匠等」基準の一部を変更するとともに、地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物を位置づけ

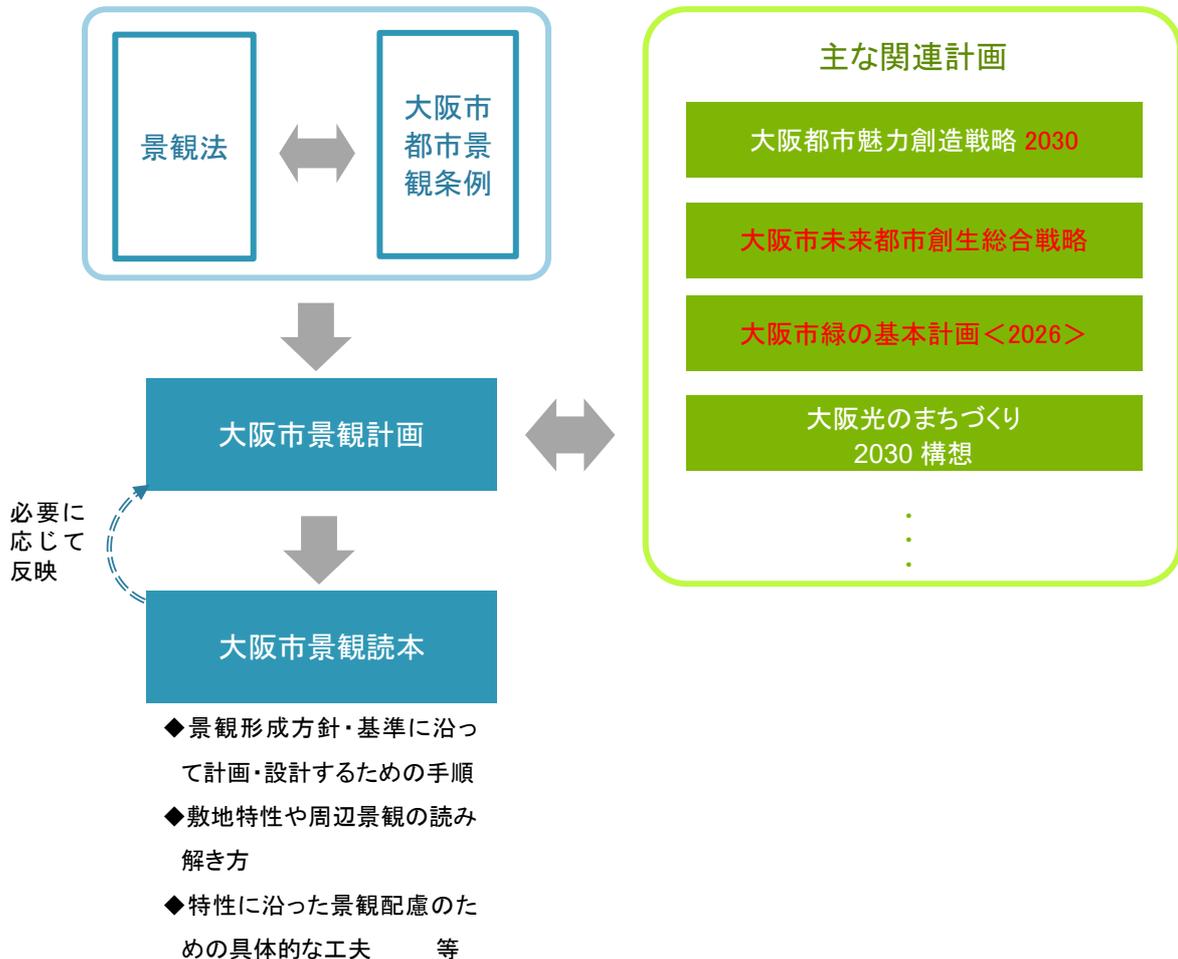
	提言・計画等	景観誘導	
		法令	要綱等
昭和期 (戦前)		S9.12 大阪都市計画・美観地区の指定(御堂筋沿道、中之島とその周辺、大阪城西側、大阪駅や主要鉄道終端駅(難波駅、天満橋駅、上本町駅、天王寺駅・阿倍野橋駅)の周辺) S13.12 大阪都市計画・美観地区の指定(大阪駅前ダイヤモンド地区とその周辺を追加)	
昭和期 (戦後)			S44.6 御堂筋沿道(淀屋橋～本町)31m スカイラインの行政指導 S57.1 建築美観誘導制度(なにわ筋、堺筋、国道2号)
	S56.1 「大阪市建築美観誘導について(報告)」(大阪市建築美観委員会)		
	S58.7 「ライトアップ大阪計画」策定		
	S60.3 「大阪アメニティプラン」策定		
平成期	H7.3 「大阪市景観形成基本計画」策定 H7.6 「新・水の都大阪のグランドデザイン」策定		H7.1 御堂筋沿道建築物まちなみ誘導制度(淀屋橋～中央大通) 建築美観誘導制度(御堂筋(大阪駅前～淀屋橋、中央大通～難波)) H7.6 建築美観誘導制度(四ツ橋筋、土佐堀通) H9.4 大規模建築物事前協議に景観協議を追加
	H11.12 「大阪市景観形成基本計画」改定	H10.9 大阪市都市景観条例(H11.1 施行) H12.6 都心中央部景観形成地域の指定 H13.6 大川・中之島景観形成地域の指定 H14.6 道頓堀川景観形成地域の指定	H11 夜間整備指針の作成、「まちの明かりを考える」パンフレット作成、配布
	H17.9 「景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について(提言)」(大阪市都市景観委員会)	H15.4 指定景観形成物(中央公会堂、通天閣等12件) H16.10 指定景観形成物(淀屋橋、毛馬桜宮公園等10件) H17.6 景観法の全面施行 H17.6 大阪都市計画・美観地区の廃止 H18.2 大阪市景観計画策定(H18.4 施行) H18.3 大阪市都市景観条例の改正(H18.4 施行) H18.10 景観計画に基づく大規模建築物等の協議・届出 H19.3 大阪市景観形成推進計画策定	
	H28.3 「大阪市における今後の景観施策のあり方について(答申)」(大阪市都市景観委員会)	H22.3 大阪市景観形成推進計画改定 H22.3 各区の都市景観資源の登録開始	H26.1 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導(淀屋橋～長堀通) H26.11 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の策定
	H31.3 「眺望景観のありかたについて(提言)」(大阪市都市景観委員会)	H29.3 大阪市都市景観条例の改正(H29.10 施行) H29.3 大阪市景観計画の変更(H29.10 施行)(重点届出区域の指定、屋外広告物に関する行為の制限の規定、景観重要公共施設の整備に関する事項等の規定等)	
	H31.3 「夜間景観のありかたについて(提言)」(大阪市都市景観委員会)		

令和期	R2.3 大阪市景観計画の変更(R2.10 施行)	R2.10 「景観計画に基づく外観変更等取扱要綱」の策定
	R5.3 景観重要建造物(第1号大阪城天守閣)の指定	R3.4 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の改正
	R6.3 大阪市都市景観条例の改正	
	R6.3 大阪市景観計画の変更(まちなみ創造区域の指定 等)	R6.11 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の改正(イベント開催に伴う一時広告物等の基準変更)
	R8.● 大阪市景観計画の変更(広告物基準の変更 等)	R8.● 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の改正(エリアマネジメント広告物の規定等)

3 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、また、「大阪都市魅力創造戦略2030」、「大阪市未来都市創生総合戦略」、「大阪市緑の基本計画<2026>」、「大阪光のまちづくり2030 構想」などの関連計画との整合を図りながら、法定事項のみならず、大阪市都市景観条例などに基づく景観形成に資する総合的な取り組みについても定めています。

また、都市景観条例及び景観計画に基づく協議、届出の手続き等の解説を記載し、景観計画を補完する位置づけとして、大阪市景観読本を作成しています。

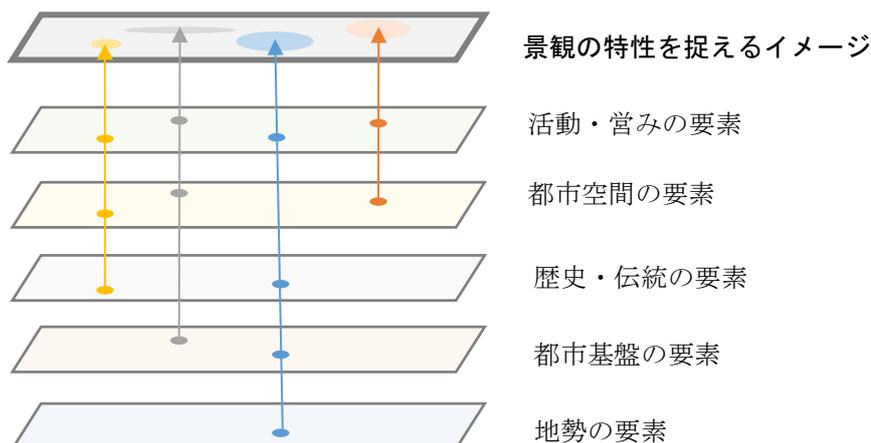


第2章 景観の現況と特性

1 要素ごとの景観の特徴

(1) 景観の現況と特性を捉える要素

大阪市の景観の現況と特性を、「地勢の要素」「都市基盤の要素」「歴史・伝統の要素」「都市空間の要素」「活動・営みの要素」の5つの要素から捉え、それぞれの特徴を挙げます。



特性を捉える要素と視点		
地勢の要素	・地盤高さや水面の分布から、台地などの高低差や河川など、景観の基礎となっている地勢の要素を把握します。	
都市基盤の要素	・市街地形成の歴史的背景や履歴等からみて、景観上影響が大きいと考えられる基盤及び埋立により形成された土地等による、面的な要素のまとまりを把握します。	
歴史・伝統の要素	・文化財（建造物）、寺社及び旧街道筋等の位置やそれらの周辺のまちなみの特徴などから、景観における歴史・伝統の要素を把握します。	
都市空間の要素	面的な空間要素	・土地利用、実容積率、敷地規模等から、景観における面的な要素のまとまりを把握します。 ・また建物の主用途、階数、構造等の分布により、都心部の中でも特性が異なるまとまりについて把握します。
	軸的な空間要素	・河川、海岸線や幹線道路などの、都市空間における連続する軸的な景観要素の分布を把握します。 ・また、幹線道路沿道の建物高さの状況により、街路景観が形成されている範囲を把握します。
	拠点的な空間要素	・風致地区等のみどりの拠点、観光地等のにぎわいの拠点、都市開発が進む地区や主要鉄道駅の位置から、都市空間における拠点的な景観要素の分布を把握します。
活動・営みの要素	・伝統的な祭事、まちづくりの取り組みや市民アンケート等から、人が集まる拠点や取り組みに着目し、景観における活動・営みの要素を把握します。	
関連計画等から捉える景観	・「大阪都市魅力創造戦略 2030」、「大阪市未来都市創生総合戦略」、「大阪市緑の基本計画<2026>」、「大阪光のまちづくり 2030 構想」など、景観形成の関連分野の計画を整理することで、今後、形成され得る景観を捉えます。	

4 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、景観形成上、重要な要素であるため、重点届出区域において、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めるほか、屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物についても、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として都市景観条例の届出の対象とし、重点的な景観形成を図ります。

なお、まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）については、「御堂筋デザインガイドライン」によるものとします。

（1）屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、まちの情報を広く提供し、経済活動の円滑化に不可欠なものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素でもあります。無秩序な状態で氾濫すると、街の美観や自然の風致を損なうことにもなりかねません。逆にデザイン的に配慮された広告物を計画的に配置することにより、風格の創出だけでなく、秩序あるにぎわい景観を生み出すことも可能です。

そこで、屋外広告物が、重点届出区域のそれぞれの地区の方針を踏まえ、良好な景観を形成していく上で重要な役割を果たすべく、以下の考え方に基づいた屋外広告物の設置等に関する基準を定め、風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観を形成していくことを推進していきます。

【景観誘導の考え方】

○良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導

- ・特に、周辺景観への影響の大きい高層部に設置される屋上広告物は、周辺との調和に配慮した形態意匠を誘導する。
- ・周辺景観への影響の大きい中高層部に設置される壁面広告物や突出広告物は、にぎわい形成に資する低層部への設置を誘導する。
- ・地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、さらにきめ細やかな景観コントロールを行う。

【屋外広告物に関する景観誘導のイメージ】



(2) 事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類

- ・屋外広告物の事前協議、許可申請及び届出の対象となる行為は次のとおりです。

【都市景観条例に基づく事前協議】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）

【屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）】

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定によるもの

【都市景観条例に基づく届出】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）のうち、屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）以外のもの

- ・重点届出区域の各地区の対象範囲は次のとおりです。

【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。
ただし、当該街路から視認できないものを除きます。

【土佐堀通地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。
ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除きます。

【中之島地区】

当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

・対象となる屋外広告物の種類

種 類	備 考
屋上広告物	屋上広告塔、屋上広告板、その他これらに類するもの
壁面広告物	壁面広告板、広告幕、ガラス面に貼付するもの、 はり紙、その他これらに類するもの
地上広告物	地上広告塔、地上広告板、立看板、その他これらに類するもの
突出広告物	突出看板、バナー広告、その他これらに類するもの

・対象とならない屋外広告物の種類（設置不可）

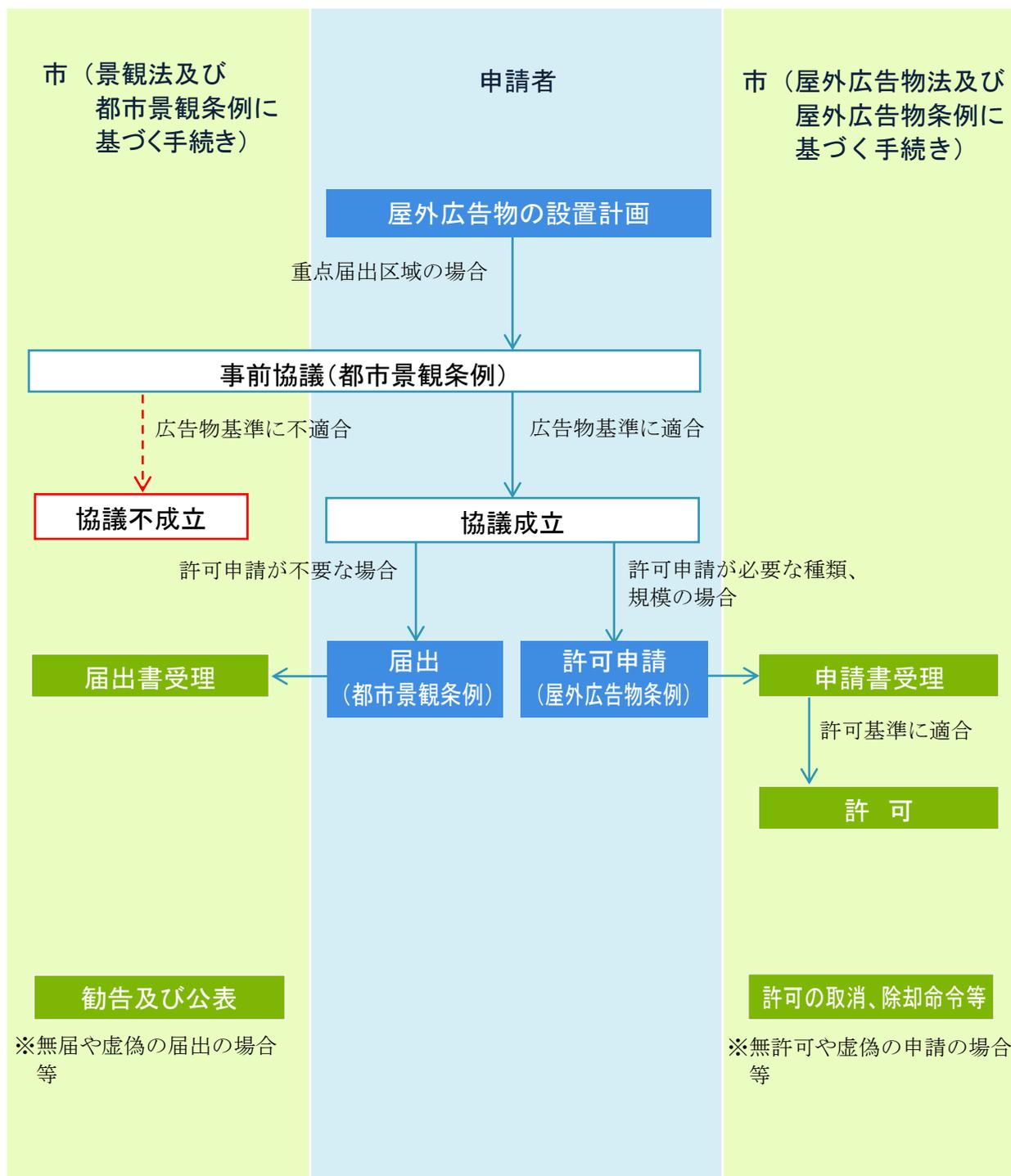
種 類	備 考
地上広告物	広告旗（のぼり）
その他	アドバルーン

※上記定めのないものは個別協議を行う。

(3) 屋外広告物の許可申請・届出までの流れ

重点届出区域内においては、屋外広告物条例に基づく許可申請及び都市景観条例に基づく届出の前の段階で、屋外広告物の意匠、設置位置、及び大きさ等に関する事前協議を行います。

申請又は届出内容が広告物基準に適合しない場合は、勧告及び公表等の対象となります。



(4) 広告物基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針に沿った計画とする。

1) 御堂筋地区

	大阪駅前～土佐堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 78721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ10m以下の部分のみとし、最小限に抑える。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。 	
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 78721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 	

壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 	-
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・表示面積は、1面につき5㎡以内とする。 ・表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。 	
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道への突出幅は、1m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が0.8m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。 	

(留意事項)

- ・他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複

する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。

- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

2) 堺筋地区

	土佐堀通～長堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。 	
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ 2 m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ 3 m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの 5 分の 1 以内かつ 4 m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則 6 m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 	
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の 10 分の 1 以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の 3 分の 1 以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、建築物の高さが 10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の間口が 80mを超える建築物については、建築物の間口が 80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。 	

地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1面につき5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が1,000 m²を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道への突出幅は、歩道幅4 m以上の場合1.2m以内、歩道幅4 m未満の場合0.8m以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4 m以上では0.9m以内、歩道幅4 m未満では0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

3) 四つ橋筋地区

<p>意匠等 【共通(その他を除く。)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
<p>屋上広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ 2 m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ 3 m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの 5分の 1 以内かつ 4 m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則 6 m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
<p>壁面広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ 10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の 10分の 1 以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の 10分の 1 以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の 10分の 1 以内とする。 ・建築物の間口が 80mを超える建築物については、建築物の間口が 80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。

	<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1面につき5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が1,000 m²を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道への突出幅は、歩道幅4 m以上の場合1.2m以内、歩道幅4 m未満の場合0.8m以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4 m以上では0.9m以内、歩道幅4 m未満では0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

4) なにわ筋地区

<p>意匠等 【共通(その他を除く。)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
<p>屋上広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ 2 m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ 3 m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの 5分の 1 以内かつ 4 m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則 6 m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
<p>壁面広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ 10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の 10分の 1 以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の 10分の 1 以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の 10分の 1 以内とする。 ・建築物の間口が 80mを超える建築物については、建築物の間口が 80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することが

	<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 表示面積は、1面につき5 m²以内とする。 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が1,000 m²を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> 歩道への突出幅は、歩道幅4 m以上の場合1.2m以内、歩道幅4 m未満の場合0.8m以内とする。 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4 m以上では0.9m以内、歩道幅4 m未満では0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

5) 土佐堀通地区

<p>意匠等 【共通(その他を除く。)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
<p>屋上広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
<p>壁面広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、建築物の高さ 10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1

	<p>以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の間口が 80m を超える建築物については、建築物の間口が 80m を超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30 cm 以内とする。
地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m 以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m 以内とする。 ・表示面積は、1 面につき 5 m² 以内とする。 ・表示面積の合計は、10 m² 以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m² を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

6) 国道2号地区

<p>意匠等 【共通(その他を除く。)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、明度の高いものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度(彩度6(日本産業規格 Z8721 に定める彩度)を超えるもの)の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが 10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

7) 中之島地区

<p>意匠等 【共通(その他を除く。)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
<p>屋上広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
<p>壁面広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、建築物の高さ 10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の 10分の1以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の 10分の1以内とする。 ・建築物の間口が 80mを超える建築物については、建築物の間口が 80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
<p>地上広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は、1面につき5㎡以内とする。 ・表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。